



ひまわり だより

号 外

編集発行 ひまわり薬局
発行責任者 中嶋 直己

<http://himawari-tottori.jp/>

高額療養費制度のお知らせ

「高額療養費制度」とは…

病院などの窓口で、同じ人が同じ月内に、一定額（自己負担限度額）を超える高額の治療費を支払ったとき、申請によりその超えた額が払い戻される制度です。

2015年（平成27年）1月1日から、

高額療養費制度の自己負担限度額が変わります。

70歳未満の人

【現行】2014年（平成26年）12月まで

世帯区分	基礎控除後の 総所得金額等	自己負担限度額	
		過去12か月間で高額療養費に該当した月が3回目まで	4回目以降
上位所得※	600万円超	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%	83,400円
一般所得	600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
低所得	住民税非課税	35,400円	24,600円



3段階から5段階に細分化



【変更後】2015年（平成27年）1月から

世帯区分	基礎控除後の 総所得金額等	自己負担限度額	
		過去12か月間で高額療養費に該当した月が3回目まで	4回目以降
上位所得※	901万円超	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
	600万～ 901万円以下	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
一般所得	210万円～ 600万円以下	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	
低所得	住民税非課税	35,400円	24,600円

※所得の申告がない場合は上位所得者とみなされます。

70歳から74歳までの人

自己負担限度額の変更はありません。

裏面は「限度額認定証」の使用・申請方法について



限度額適用認定証

「限度額適用認定証」は、病院や薬局での医療費の支払額が、国が定める自己負担限度額を超えて高額となる時、窓口での支払を法定の自己負担限度額までにとどめることができるものです。

「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すれば医療機関ごとに一月の支払額は自己負担限度額までとなります。病院や薬局で高額な医療費のご負担がある方は、各保険の申請窓口で手続きをされ認定証を発行してもらうことをお勧めします。



申請窓口

ご加入の医療保険・保険者です。

- 健康保険の方は・・・協会けんぽ（鳥取支部）へ
- 組合保険の方は・・・各職場の健保組合窓口へ
- 国民健康保険の方は・・・市役所・保険年金課へ
- 後期高齢者の方は・・・市役所・保険年金課へ



自己負担限度額

年齢及び被保険者の所得区分によって分類されます。

※ 同一月に、複数の医療機関で診療を受け、自己負担額（70歳未満の方の場合で入院・外来のそれぞれの自己負担額が21,000円以上）があった場合は「高額療養費支給申請書」をご利用ください。

※ 多数該当：診療月以前に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合は4回目から自己負担限度額が軽減されます。

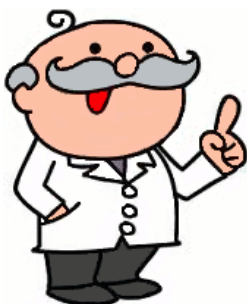
※ 「お薬代」は、処方箋を出してもらった医療機関の自己負担額と合わせて計算できます。

申請に必要なもの

保険証 ・ 印鑑 （代理申請の場合は、代理者の身分証明書）

申請書受付月より前の月は、非該当となります。

有効期間があります。（最長1年間です）



詳しくお知りになりたい方は、お気軽に職員に声をおかけください。